

平成28年7月吉日

終身会員各位

公益社団法人隊友会 山口県隊友会
会長 高橋佳嗣

運営助成費としてのご寄付のお願い

盛夏の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は山口県隊友会公益事業活動にご協力いただきましてありがとうございます。

今年も熊本地震、大雨等の異常気象による災害で、自衛隊も各地で災害派遣活動を実施し、被災者及び国民にとって、その存在は、より身近に、頼もしく感じたことでしょう。

さて、隊友会では、平成26年度に、「年会員との不公平感及び会費納入差による会員区分を無くする」、「寄付に頼らず必要経費を会費として徴収する」という方針の下、会費制度について検討し、「現在の終身会員は退会するまで終身会員とし、寄付金は現行どおりとする」ことで、「新規会員から終身会員制度を廃止し、年会員に一本化する。」ことを決定いたしました。その後、「終身会員廃止によって予想される納入会費減少による活動資金の不足」を補うものとして、「年会費の前納」を検討し、6月23日の定時総会で決議され、平成29年4月1日から施行されることとなりました。

しかしながら、山口県隊友会では、毎年、入会する会員の約40%が終身会員であり、その納入額は「会費前納制」では、当面、補えない可能性が高く、活動資金不足に陥るものと予想されます。

そこで、大変恐縮ですが、今年度から、入会后10年を経過した終身会員の皆さんに、毎年、寄付のお願いをすることにいたしました。

以上の事情、趣旨をご賢察いただきまして、運営助成費としてのご寄付をよろしくお願いいたします。

質問やご意見のある方は、各支部長を介してお寄せ下さい。

末筆ながら、皆様およびご家族のご健康とご多幸をお祈りいたします。

※金額は、年会費3000円程度といたしますが、任意の額をお願いいたします。

寄付振込には、同時に配布する振込用紙をご使用下さい。

関係条文抜粋（平成28年6月23日決議、平成29年4月1日施行）

（会費の納入）

第10条第3項

正会員で希望する者は、希望する時に、10年、15年、20年の何れかの期間を選択し、その期間の年会費を一括前納することができる。年会費を前納する場合は、前納期間にかかわらず、前納期間会費総額の10%割引した会費を納めるものとする。

（附則）

3 平成29年4月1日の本規則の一部改正（平成28年6月23日決議）の施行に伴い「終身会員」（年会費の10年分を1回で全納し、終身その会費を免除された正会員）を廃止するものとし

施行日の前日現在においてすでに終身会員であった場合は、引き続きその身分を保証するものとする。

※ お願い

添付の寄付振り込み用紙は新聞配布の方全員に配布していますが、該当しない方（年会員の方及び入会后10年未満の方）は破棄してください。

隊友会山口支部長 原田昭彦